

「東海ネーデルランド高潮・洪水地域協議会」 ニュースレター 第16号

【第12回作業部会結果報告】

- 開催日時：平成20年1月27日（火）14:00～17:30
- 開催場所：名古屋市中村区 名古屋会議室 名駅ガーデンビル中央店
- 参加人数：65名

■第12回作業部会参加組織

東海総合通信局、中部近畿産業保安監督部、国土地理院中部地方測量部、中部地方整備局、中部運輸局、名古屋地方気象台、第四管区海上保安本部、陸上自衛隊第10師団、岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市、海津市、津島市、愛西市、桑名市、川越町、日本赤十字社愛知県支部、中日本高速道路（株）名古屋支社、近畿日本鉄道（株）、西日本電信電話（株）名古屋支店、東邦瓦斯（株）、中部電力（株）、（株）NTTドコモ 東海支社、名古屋港管理組合、愛知県警察本部 計 26 機関

■第12回作業部会の概要(その1)

1. 全体会議

統括ファシリテーターである中部地方整備局の山根尚之河川部長より、「今年は伊勢湾台風から50年ということで、全国的に大規模災害に対する危機管理対策が検討されている。政府の中央防災会議で荒川が決壊したときに首都圏がどうなるか、地下鉄がどうなるか、そういった議論があり、新聞にも掲載された。その中に、中部地方でスーパー伊勢湾台風に対する危機管理体制の具体的議論が進んでいると紹介して頂いた。ここで皆さん方がご検討頂いている危機管理行動計画がそういったものの具体的な議論になる。今回提示している第二版の改訂のポイントの一つが体制移行。スーパー伊勢湾台風というこれまでに体験したことのない災害に対して、体制移行の引き金となる災害をどう捉えていくかをご議論頂きたい。『スーパー伊勢湾台風』という大規模な台風に備えた体制の中で、『伊勢湾台風』規模の台風が来襲したときに、体制がどのように機能し、どこまで効果を発揮できるか。そういったことも考えなければならない。」と開会の挨拶がありました。



全体会議の様子

■第12回作業部会の概要(その2)

2. 分科会 ※分科会の作業結果は次ページに記載

作業部会では、3つのグループに分かれて危機管理行動計画（第二版）素案について議論を行いました。Aグループは、大同工業大学の鷺見哲也准教授、名古屋大学大学院の秀島栄三准教授、Bグループは、名古屋大学大学院の戸田祐嗣准教授、中部大学の武田誠准教授、名城大学の柄谷准教授、Cグループは、群馬大学大学院の片田敏孝教授、愛知工業大学の小池則満准教授にファシリテーターを務めていただきました。第一版からの改訂のポイントは、以下のとおりです。

①体制移行のトリガーの定義

台風上陸 1 日半前に出される台風情報により、伊勢湾台風規模（上陸時930hpa）の台風で、予測進路から、東海地方の低平地に大規模な災害が発生するおそれがある場合には、関係機関で情報共有を強化し、大規模災害に備えた対策の準備を行う。

②情報共有本部の設置と体制

情報共有本部を設置し、フェーズ0における情報共有、水防活動、避難活動を迅速に行う。被災後には政府非常災害対策本部の現地災害対策本部として移行する。

③情報共有、活動拠点に関する計画の充実

本年度実施した2回の作業部会（第10回、第11回）での議論（主に「情報共有」、「活動拠点」）を踏まえ、記載内容を追加・修正し、計画内容を充実。



各グループ（左：Aグループ、中：Bグループ、右：Cグループ）のワークショップの様子

■第12回作業部会の概要(その3)

3. 全体会議

各分科会で行われた議論の結果を整理し、各分科会の代表者が発表を行い、メンバー全員に分科会で議論した内容が共有されました。（各分科会の作業結果は次頁に記載）



各分科会の代表者によるワークショップのとりまとめ結果発表
（Aグループは水科進課長（名古屋地方気象台）、Bグループは田中聡副長（中部電力株式会社）、Cグループは高野秋人課長（桑名市）が発表）

■各分科会(ワークショップ)の作業結果

Aグループのまとめ

【第Ⅱ編(情報共有、水防・避難計画編)】

- ・ 情報共有本部の役割として、調整機能が必要。調整内容は災害対策活動上の情報共有フローより整理する必要がある。
- ・ 人員不足等の問題もあるため、情報共有本部に直接出向かなくても、情報共有サイトでの情報収集でも事足りるのではないか。
- ・ 政府非常災害対策本部および県災害対策本部と情報共有本部での参加機関の重複を確認する必要がある。
- ・ 愛知県・三重県で高潮水防警報を同時発令する必要がある。

【第Ⅲ編(救出・応急復旧計画編)】

- ・ 各拠点に関して、被災後にインフラ(通信手段等)の提供をお願いされても難しい。事前に必要数量の確保が必要。
- ・ 災害拠点病院のヘリポートの有無を確認する必要がある。

Bグループのまとめ

【第Ⅰ編(被害想定編)】

- ・ 活動のトリガーを高潮で設定しているが、想定災害として洪水も含まれているため、トリガーの設定根拠の適性を説明できるようにしておいた方がよい。
- ・ 第Ⅰ編2「対象フェーズ」の名称は、もう少し具体的な内容がわかるような名称にした方がいい。

【第Ⅱ編(情報共有、水防・避難計画編)】

- ・ 本誌を行動マニュアルとして見るならば、具体的行動を記載している第Ⅱ編を、もっと前のページにもってきた方がいいのでは。
- ・ 広域避難の具体的行動計画を明示しないと、現実味を帯びてこない。
- ・ 停電の可能性も鑑み、情報共有WEBサイト以外の共有方法も検討しておくべき。
- ・ 初期段階では県でも災対本部が立ち上がるので、情報共有本部との棲み分け、モードチェンジを明確にしておかないと、現場が混乱してしまう(第三版で明示してはどうか)
- ・ 情報共有WEBサイトは、普段から運用しておかないと、いざという時にアクセスしてもらえない。
- ・ 情報の優先順位を明確にしておくべき。
- ・ 高潮水防警報を国交省から発令してもらえれば、自治体としては動きやすい。

【第Ⅳ編(その他)】

- ・ 自治体の地域防災計画に反映するのであれば、法的整備を進めていただきたい。

Cグループのまとめ

【第Ⅰ編(被害想定編)】

- ・ 台風予測技術の向上により、リードタイムが長くなり早く避難できるようになったが、実際は市民の方に早期避難を理解してもらうのは大変だろうと思う。
- ・ IPCCの報告にあるように、熱帯低気圧の発生回数は少なくなるが、規模は巨大化する記述を追加する。
- ・ 住民にとっては、この被害想定を説明すると、堤防を強化してほしいという意見になるが、この計画は、ハードが整備途上におけるソフト対策であるとの意義の説明をしっかりと記載する。
- ・ 市町村は、市内の避難場所については理解しているが、今後、スーパー伊勢湾台風規模の被害に対しては、広域的な避難場所を具体的に決めておかねば、住民に説明できない懸念がある。
- ・ 本計画は、現状認識することも目的のひとつである。市内だけでは、避難できない状況であり、今後は、協議会関係機関が連携して広域避難を具体的に検討しなければならない。検討にあたり、避難者を受け入れる自治体も協議会へ参加する必要がある。

【第Ⅱ編(情報共有、水防・避難計画編)】

- ・ 避難しない人は必ずおり、港湾には危険物もあるため、人命を守るには、避難勧告・指示を超える警戒区域設定のような、強制排除を行う状況も議論する必要がある。
- ・ 緊急隊員どうしが携帯電話で情報共有するシステムもあり、既存システムを有効活用した情報共有サイトの具体化を今後、検討する必要がある。

【第Ⅲ編(救出・応急復旧計画編)】

- ・ 広域活動拠点一覧表の記載については、今後、具体的な記載意見をいただき、精査する。
- ・ 避難の際や緊急車両の通行について、緊急時の高速道路利用について今後、検討を行う必要がある。
- ・ ボランティアの箇所、善意の小物は受け取らないこととすることを明確に記載する必要がある。

■第12回作業部会の概要(その4)

4. 講評



鷲見哲也准教授



秀島栄三准教授



戸田祐嗣准教授



柄谷友香准教授



小池則満准教授

大同工業大学の鷲見哲也准教授からは、「一番問題になったのは、県、市、ライフライン関係の方々が（被災前に設置される）情報共有本部に集まって何かやることはあるのかということ。情報共有本部の役割は何なのか、どういう意思決定をするのかといったことが整理されていない。」と講評をいただきました。

名古屋工業大学大学院の秀島栄三准教授からは、「広域的な避難場所やそこまでの誘導方法等は、実際には危機管理行動計画どおりではないので、その時の状況・情報を集めて作戦を立てる人が情報共有本部に集まるべき。今一度、情報共有本部の目的を整理しなおして議論をやり直したい。」と講評をいただきました。

名古屋大学大学院の戸田祐嗣准教授からは、「モードチェンジによって、県等の本部はどう変わるのか、並列で存在するのか、といった内容を検討しておくことで現場の混乱が少なくなる。」と講評をいただきました。

名城大学の柄谷友香准教授からは、「各自治体・事業者は通常災害時の対応で手一杯。TNTという超異常時モードの組織がうまく生かせることがないと、地域防災計画に反映する気持ちになれない。通常災害時と超異常時との棲み分けを明確にしないと受け入れられないとの意見もあった。」と講評をいただきました。

愛知工業大学の小池則満准教授からは、「議論された内容を一般住民の方に紹介したり、地域防災計画へ組み込んだりするのであれば、「堤防を強化してほしい」、「防潮堤は役に立たんのか」といった要望・意見が出てくるであろう。我々は、過去の災害である『伊勢湾台風』と最悪想定である『スーパー伊勢湾台風』が何を意図しているか再認識して計画に反映しなければならない。」と講評をいただきました。



片田敏孝教授

群馬大学大学院の片田敏孝教授からは、「1点目は、本計画が実効性を持つために何をやるかということ。突きつけられている状況想定は自治体の対応能力を超えている。この第二版素案が出来上がった段階で、自分の市町村の地域防災計画に反映する場合、現状の計画書で取り込める箇所、対応できない箇所・なぜできない・何が必要、そういった課題を協議会に挙げるのが重要。2点目は、我々の保全対象は『住民に犠牲者を出さないこと』である。広域避難を重要課題としているが、計画では災害対策基本法の60条の避難勧告、避難指示を発するとしているが、火山災害で使われる同法63条の「警戒区域設定」は強制排除で罰則規定もある。住民を危険な区域から法律的に退去させない限り、犠牲者が出るのは目に見えている。明確に実効性のある避難計画を立てていくことが重要。」と講評をいただきました。



辻本哲郎教授

最後に、総括ファシリテーターである名古屋大学大学院の辻本哲郎教授から、「第二版の議論になり、現実にはオペレートするには問題があることが分かった。1日半前に決断して情報共有本部から地先をどう見るとモードチェンジしなければいけなかったが、少し規模が小さくなった場合、地先の細かい災害に手厚く対応しなければならないのも分かる。スーパー伊勢湾台風規模は滅多に起こらないだろうが、伊勢湾台風のように現実味がある規模の対応にも議論が必要。『スーパー伊勢湾台風なんて来ない、私たちが作ったものは壊れるはずがない』と思いつつも、壊れることも想定するという意識改革が大事。ハリケーンカトリーナを受けたアメリカでは、毎年ワークショップをやっている。トレーニングしなければという意識が、現実には災害が起こったときの助けになる。同様に、完成形を求める意識が、完成されたものを手にすること以上に災害に対する防備になるかもしれません。」と講評をいただきました。

当ニュースレターに関しまして、ご意見・お気づきの点等がございましたら、下記のメールアドレスまでご連絡ください。

s852320@cbr.mlit.go.jp

協議会事務局（中部地方整備局河川部）
平成21年2月18日発行